

別表第1（第1条の2、第2条、第3条関係）

日常生活用具別表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、原則として学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童（以下「学齢児」という。）以上のもの 難病患者等においては、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（常時介護を要する者に限る。）で、原則として3歳以上のもの 難病患者等においては、寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	72,100円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上のもの 難病患者等においては、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上のもの 難病患者等においては、寝たきりの状態にあるもの	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、原則として3歳以上のもの 難病患者等においては、下肢又は体幹に障害のあるもの	介護者が重度身体障がい者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童で、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者のうち、入浴に介助を必要とするもので原則として3歳以上のもの 難病患者等においては、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	90,000円 (同一年度内に限り、基準額内において複数用具の給付を可能とする。)	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの 難病患者においては、常時介護を要するもの	障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、住宅改造を伴うものを除く。	30,000円	8年
	頭部保護帽	(1) 平衡機能又は下肢、体幹機能障がい者で、起立、歩行等に頻繁に転倒するもの (2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度若しくは最重度の知的障がい児(者)、精神障がい者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円	3年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢、体幹機能障がい者で、歩行障がいがあり、支持が必要な状態のもの	障がい者が容易に使用し得るもの	3,150円	3年

移動・移乗支援用具	<p>平衡機能又は下肢、体幹機能障がい者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの</p> <p>難病患者等においては、下肢が不自由なもの</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴う場合を除く。</p>	60,000円 (同一年度内に限り、基準額内において複数用具の給付を可能とする。)	8年
特殊便器	<p>上肢障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの</p> <p>難病患者等においては、上肢機能に障害のあるもの</p>	温水温風を出し得るもの	151,200円	8年
火災警報器	<p>身体障がい等級2級以上の者又は重度若しくは最重度の知的障がい児(者)、精神障がい等級1級の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯と認められるものに限る。)</p>	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円 (1世帯について2個まで支給を可能とする。)	8年

	自動消火器	身体障がい等級2級以上の者又は重度若しくは最重度の知的障がい児（者）、精神障がい等級1級の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯と認められるものに限る。） 難病患者等においては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）で、18歳以上のもの	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障がい2級以上の者で、原則として18歳以上のもの（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流療法（CAPD）による透析療法を行う者のうち原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため用具が必要と認められるもの 難病患者等においては、呼吸器機能に障害のあるもの	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年

	電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、用具が必要と認められるもの (2) 音声機能障がい者であって、喉頭または咽頭を摘出しているもの (3) 呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい者が容易に使用し得るもの	80,000円	5年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上の者で、原則として18歳以上のもの (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	盲人用血圧計	視覚障がい2級以上の者で、原則として18歳以上のもの (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、用具が必要と認められるもの 難病患者等においては、人工呼吸器の装着が必要なもの	障がい者が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声、発語に著しい障がいのあるもののうち原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障がい2級以上の者で原則として学齢児以上のもの	自己所有の情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用するにあたり、必要となる周辺機器及びソフト等	100,000円	周辺機器 5年 ソフト等 3年

点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上）を有する身体障がい者であって、用具が必要と認められるもののうち原則として18歳以上のもの	文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障がいがあり、視力の低下や視野狭窄により、文字の読み書きが困難なもの	触覚で識別できる凸点を組み合わせる点字を打つための用具。点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	10,400円	7年
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者（本人が就労しているか若しくは就労又は就学が見込まれるものに限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	上肢又は視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	1音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者等が容易に使用し得るもの 又は、2音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者等が容易に使用し得るもの	85,000円	6年

視覚障がい者 用活字文書読 上げ装置	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障がい者 用音声ICレ コーダー	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	触覚だけでは識別できない類似した形状の物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	30,000円	6年
視覚障がい者 用拡大読書器	視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になるもののうち原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	6年
盲人用時計	視覚障がい2級以上の者で原則として学齢児以上のもの	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	13,300円	10年
視覚障がい者 用地上デジタ ル放送対応ラ ジオ	視覚障がい2級以上の者で原則として学齢児以上のもの	テレビ音声の受信が可能であり、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	29,000円	6年
聴覚障がい者 用映像送受信 装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいをもつものであってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもののうち原則として学齢児以上で手話が使えるもの	通信回線を用いて、音声及び画像を送受信できるテレビ電話、タブレット端末等機器であり、手話が鮮明に映し出せる機能を有しているもの	71,000円	5年

	聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がい有するものであってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもののうち原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの	50,000円	5年
	聴覚障がい者 用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	音声言語障がいがあり、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの	音声機能を喪失した者が、代用音声の用具として容易に使用し得るもの	70,100円	5年
	点字図書	主に、点字によって情報の入手を行っている視覚障がい者	点字により作成された図書	点字図書価格	—
排泄管理 支援用具	ストマ用具	ぼうこう又は直腸機能障がい者であって、ストマを造設しているもの	蓄尿袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの 蓄便袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋 ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの 皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む	蓄便袋 8,000円、 蓄尿袋 10,500円 (1箇所当たりの月額とする。)	—

	紙おむつ等 ア 紙おむつ イ サラシ、 ガーゼ等 衛生用品 ウ 洗腸用具	ストマ用具装着困難者又は高度の排尿機能障がい若しくは高度の排便機能障がいを有する者及び脳原性運動機能障がいによる排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの	障がい者が容易に使用し得るもの	月額 12,000円	－  (洗腸用具は6か月程度)
	収尿器	高度の排尿機能障がいを有する者	採尿袋と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置付ラテックス製又はゴム製のもの	8,500円	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって、障がい等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能2級以上の者）のうち原則として学齢児以上のもの  難病患者等においては、下肢又は体幹に障害のあるもの	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	住宅改修に要する経費（ただし、20万円を限度とする。）	給付は1回限りとする。

備考

1 日常生活用具の再助成を行う場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 表中の「耐用年数」欄に規定する期間を経過し、かつ、修理が困難であると認められる場合
- (2) 支給を受けた障がい者等の故意又は過失によらず修理不能となった場合
- (3) 新たに支給を行った方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合
- (4) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が用具としての使用効果が向上する場合
- (5) 表中の「情報・通信支援用具」の種目に規定する機器で、表中の「耐用年数」欄に規定する期間を経過する前に支給を受けた同じ種目の機器と用途や機能が明らかに異なると認められる場合

2 施行日の前日において、廃止前の会津若松市身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年11月17日決裁）及び廃止前の会津若松市重度障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年3月31日決裁）の規定により、既に給付を受けているもの（この項において「旧制度用具」という。）と同一の日常生活用具に係る日常生活用具費の助成については、この要綱に基づく助成の申請の日が旧制度用具に係る給付を決定した日から表中の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合であっても、行わないものとする。ただし、修理不能等により旧制度用具の使用が困難である場合は、この限りではない。

別表第2（第3条関係）

世帯区分	月額負担上限額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯のうち所得税非課税世帯	24,600円
ストマ用具及び紙おむつ等	0円
所得税課税世帯	37,200円

備考

- 1 端数の取り扱いについては、助成費は、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 市町村民税の課税の有無を判定する場合は、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号及び同法第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとする。
- 3 所得税の課税の有無を判定する場合には、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定を適用するものとする。